

民事訴訟の経過について（報告）

呉市が控訴人となっている訴訟の判決言渡しが平成29年3月8日に広島高等裁判所において行われ、被控訴人らの請求は、いずれも棄却されました。

1 事件の概要

被控訴人らは、呉市が、被控訴人らの同意なく、広島電鉄株式会社に対し、被控訴人らの人事考課等の個人情報を提供した行為は、呉市個人情報保護条例第10条第1項（利用目的以外の提供等の制限）の規定に違反する行為であり、当該行為により、被控訴人らのプライバシーが侵害され、精神的苦痛を受けたなどと主張し、呉市に対し、当該精神的苦痛に係る慰謝料及び弁護士費用として、被控訴人ら一人につき金33万円及び当該遅延損害金の支払を求め訴えを提起し、平成28年9月9日に広島地方裁判所呉支部において判決言渡しが行われ、被控訴人らの勝訴判決の言渡しが行われましたが、呉市は、この判決を不服として控訴したものです。

(1) 事件番号等

平成28年（ネ）第410号損害賠償（A事件、B事件）請求控訴事件

(2) 管轄裁判所 広島高等裁判所

(3) 控訴年月日

平成28年9月12日

(4) 被控訴人

元呉市交通局正規職員（運転士） 10名

なお、被控訴人らは、民事訴訟法第92条第1項の規定による秘密保護のための閲覧等の制限の申立てをし、裁判所が被控訴人らの住所及び氏名についてこれを認める決定をしています。

(5) 訴 額 330万円（被控訴人一人につき33万円）

2 判決主文

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

(3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

3 判決の要旨

国家賠償法4条、民法724条にいう「損害及び加害者を知った時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害及び加害者を知った時を意味すると解するのが相当である。

本件については、遅くとも「市バスネット」第96号が平成23年11月15日付けで発行され、交通局の職員に配布されたことにより、被控訴人ら全員が、そのころ、控訴人により本件情報提供がされた事実を確定的に知ったものと推認でき、これを知った以上は、地方公共団体が自ら保有する個人情報を民間企業に提供することは原則として違法であるから、控訴人に対する賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害及び加害者を知ったということが出来る。

したがって、遅くともその3年後の日である平成26年11月15日の経過をもって消滅時効が完成したことになる。

よって、被控訴人らの請求はいずれも理由がないから棄却するべきところ、これと異なる原判決は相当でなく、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消し、被控訴人らの控訴人に対する請求をいずれも棄却する。

4 今後の対応

- (1) 判決書の受領日の翌日から起算して14日以内に被控訴人らが上告又は上告受理申立てをしない場合は、この判決は確定します。
- (2) 被控訴人らが、この判決を不服として上告又は上告受理申立てをした場合は、これに応訴する予定です。